

事 務 連 絡

令和 6 年 6 月 17 日

各都府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会

事 業 部

L P ガスの商慣行是正に向けた制度見直しの周知について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり L P ガスの商慣行是正に向けた制度見直しについて周知依頼がありました。

今般の制度見直しは、賃貸集合住宅等における L P ガス料金に関する商慣行を是正するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）を改正し、L P ガス事業者が不動産関係者・建設業者に対し、設備貸与や配管工事、紹介料などの形で過大な利益供与を行うことや、L P ガス料金として、L P ガスとは関係のない費用を入居者に請求することを禁止するなどの措置を講じたものです。今回の制度見直しも踏まえ、L P ガス事業者や不動産関係者・建設業者がこれまでの商慣行を是正していくことが求められております。

つきましては、消費者（賃貸集合住宅の入居者・戸建て住宅の所有者）の利益保護を図る観点から、別添 2 の液石法施行規則の改正内容とともに、別添 1 に記す対応を貴会会員企業の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

別添 1 _国交省事務連絡資料

別添 2 _参考 1, 2

以上

【担当】 事業部 本多

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp